

# 公益財団法人鹿嶋市文化スポーツ振興事業団

## 役員等報酬及び費用弁償規程の一部改正について

公益財団法人鹿嶋市文化スポーツ振興事業団役員等報酬及び費用弁償規程を次のとおり定めるものとする。

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人鹿嶋市文化スポーツ振興事業団（以下「この法人」という。）定款第13条及び第26条の規定に基づき、理事及び監事並びに評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等の職務遂行の対価として、報酬等を支給する。

- 2 常勤役員の報酬は、別表1に定める範囲内で理事会で定める。
- 3 非常勤役員及び評議員の報酬は、理事会、監事監査、評議員会及びこれに準ずる会議（以下「会議等」という。）への出席時に日額報酬として別表2に基づき支給する。ただし、同一日に2以上の会議等に出席した場合は重複して支給しない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、鹿嶋市の常勤の特別職の職員及び常勤の職員には、報酬等を支給しない。
- 5 役員等に対しては、賞与及び退職手当は支給しない。

### (報酬等の支給の方法)

第4条 常勤役員の報酬は、毎月21日に支給する。ただし、その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日に支給する。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する金融機関の口座振込の方法により支払うことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (費用)

第5条 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用は、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払う。

- 2 役員等が会議等に出席したときの旅費は別表3に基づき支給する。

### (公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める役員等の報酬等の支給の基準として公表する。

### (改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議により行う。

### (補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

(役員等の報酬及び費用弁償に関する規程の廃止)

2 財団法人鹿嶋市文化スポーツ振興事業団役員等報酬及び費用弁償規程は廃止する。

(役員等の旅費に関する規程の廃止)

3 財団法人鹿嶋市文化スポーツ振興事業団役員等旅費規程は廃止する。

別表 1(第 3 条第 2 項)

区分	報酬月額
常勤役員	月額 120,000 円

別表 2 (第 3 条第 3 項)

区分	報酬日額	役員会等
理事長	日額 5,100 円	日額 3,300 円
理事 監事 評議員	日額 4,200 円	

別表 3 (第 5 条)

区分	車賃 (1 km)	宿泊料 (1 夜につき)		食卓料 (1 夜につき)
		県外	県内	
理事長	37 円	13,000 円	11,000 円	2,600 円
理事 監事 評議員		11,000 円	9,000 円	2,200 円

平成 25 年 3 月 26 日提出

財団法人鹿嶋市文化スポーツ振興事業団

理事長 内田 俊郎